

○登米市指名競争入札参加者指名基準

平成31年3月29日

告示第86号

改正 令和4年3月31日告示第82号

登米市指名競争入札参加者指名基準（平成19年登米市告示第213号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この基準は、登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）の規定に基づき、市が執行する指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名に関し必要な事項を定め、もって指名競争入札の適正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

（入札参加者の指名）

第2条 入札参加者の指名は、登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成31年登米市告示第85号。以下「資格審査規程」という。）第8条（建設工事業者にあつては第8条及び第9条）の規定に基づく資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）の中から行うものとする。

2 前項の指名は、市内に本店及び支店を有する者が施行可能なものについては、当該者を優先的に指名するものとする。

（指名業者数）

第3条 指名競争入札に係る指名業者数は、次のとおりとする。ただし、発注案件の業種、専門性、技術力、仕様の特殊性、取扱業者の実態等について特別の事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 1,000万円以上の場合 7社以上
- (2) 500万円以上1,000万円未満の場合 5社以上
- (3) 500万円未満の場合 3社以上

（指名に当たっての留意事項）

第4条 建設業者の指名に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事の施工についての技術的適正
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働管理の状況
- (9) 市内産業の振興

2 建設業者以外の業者の指名に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 過去の履行実績及び納入実績
- (4) 発注契約における地理的条件
- (5) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適正
- (6) 中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保等  
(建設工事に係る指名の特則)

第5条 建設工事の請負における入札参加者の指名は、資格審査規程別表第1で規定する格付の基準により格付けされ、同表第2で規定する工事の発注基準に基づき、発注工事の設計金額に対応する等級に属する有資格者の中から行うものとする。

2 前項の指名において、発注工事の種類と等級により、発注工事についての地理的特性及び技術的適正により有資格者を指名する場合の取扱いについては、別に定めるものとする。

3 前2項による業者選定に当たり、特に必要がある場合は、発注工事の設計金額に対応する等級の直近上位に属する有資格者及び直近下位の等級に属する有資格者の中から指名することができる。ただし、直近下位の者を指名する場合は、指名業者数に50パーセントを乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の範囲内とする。

4 前3項にかかわらず、次に掲げる工事については、施工能力、施工実績、信用度、発注時期における受注条件等を勘案して指名することができる。

- (1) 災害応急復旧工事
- (2) 技術的に特殊な工事及びこれに関連する工事
- (3) 地理的に特殊な条件を持つために一般の基準によりがたい工事
- (4) 有利な価格で契約ができる見込みのある工事
- (5) 同年度内で増工し、請負金額の等級が上位等級となることが見込まれる工事
- (6) 短期間で完成を要する工事

5 建設工事に係る調査、測量又は設計の業務に係る指名については、第2項の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第82号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。